

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-92106

(P2019-92106A)

(43) 公開日 令和1年6月13日(2019.6.13)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>H04L 12/70 (2013.01)</b>	H04L 12/70 100Z	5K030
<b>H04L 12/28 (2006.01)</b>	H04L 12/28 200M	5K033
<b>G06F 21/55 (2013.01)</b>	G06F 21/55	

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 20 頁)

(21) 出願番号	特願2017-220985 (P2017-220985)	(71) 出願人	000005223 富士通株式会社
(22) 出願日	平成29年11月16日 (2017.11.16)		神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
		(74) 代理人	100107766 弁理士 伊東 忠重
		(74) 代理人	100070150 弁理士 伊東 忠彦
		(72) 発明者	藤嶋 由紀 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
		(72) 発明者	森永 正信 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ネットワーク監視装置、ネットワーク監視方法及びネットワーク監視プログラム

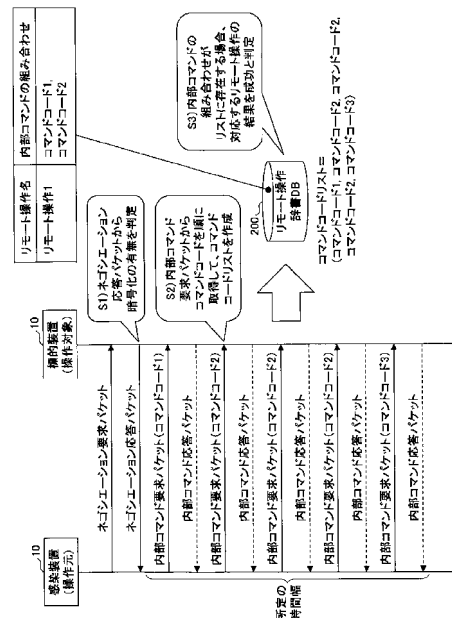
(57) 【要約】

【課題】暗号化されたリモート操作の成否を判定する

【解決手段】リモート操作を実現する1以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得する取得部と、リモート操作と、1以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、前記取得部が取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定する第1の判定部と、前記第1の判定部により前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する第2の判定部と、を有することを特徴とするネットワーク監視装置が提供される。

【選択図】 図3

リモート操作の結果を判定する処理の概略を説明する図



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

リモート操作を実現する 1 以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得する取得部と、

リモート操作と、1 以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、前記取得部が取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定する第 1 の判定部と、

前記第 1 の判定部により前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する第 2 の判定部と、

を有することを特徴とするネットワーク監視装置。

10

**【請求項 2】**

前記取得部は、

前記リモート操作の操作元の装置と、操作対象の装置との間でネゴシエーションが行われてから所定の時間以内に送受信された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得し、

前記第 2 の判定部は、

前記所定の時間以内に、前記第 1 の判定部により前記組み合わせが存在すると判定されなかった場合、リモート操作が失敗したと判定する、ことを特徴とする請求項 1 に記載のネットワーク監視装置。

20

**【請求項 3】**

前記ネゴシエーションの応答を示す応答パケットから、前記実行要求パケットが暗号化されるか否かを判定する第 3 の判定部を有し、

前記取得部は、

前記第 3 の判定部により前記実行要求パケットが暗号化されると判定された場合、暗号化された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得する、ことを特徴とする請求項 2 に記載のネットワーク監視装置。

30

**【請求項 4】**

リモート操作を実現する 1 以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得し、

リモート操作と、1 以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定し、

前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する、

処理をコンピュータが実行することを特徴とするネットワーク監視方法。

**【請求項 5】**

リモート操作を実現する 1 以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得し、

リモート操作と、1 以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定し、

40

前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する、

処理をコンピュータに実行させることを特徴とするネットワーク監視プログラム。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、ネットワーク監視装置、ネットワーク監視方法及びネットワーク監視プログラムに関する。

**【背景技術】**

50

## 【 0 0 0 2 】

サイバー攻撃の一形態として、マルウェアに感染したコンピュータが、標的であるコンピュータをリモート操作することがある。例えば、マルウェアに感染したコンピュータは、不正に窃取した正規のアカウントを用いて、標的であるコンピュータに対してリモート操作を行う。このようなサイバー攻撃を受けた際には、サイバー攻撃に対する対処内容や優先順位を決めるために、リモート操作の成否（成功又は失敗）を特定することが求められる。

## 【 0 0 0 3 】

これに対して、リモート操作の要求パケットに対する複数の応答パケットのうちの先頭のパケット又は最後のパケットの特定位置に格納されているステータス値を取得することで、リモート操作の成否を特定する技術が知られている。

10

## 【 先行技術文献 】

## 【 特許文献 】

## 【 0 0 0 4 】

【 特許文献 1 】 特開 2 0 0 5 - 2 1 6 2 9 1 号 公 報

【 特許文献 2 】 特開 2 0 0 0 - 1 1 2 8 4 7 号 公 報

【 特許文献 3 】 特開 2 0 0 6 - 1 9 5 9 8 4 号 公 報

【 特許文献 4 】 特開 2 0 1 0 - 1 5 5 1 3 号 公 報

## 【 発明の概要 】

## 【 発明が解決しようとする課題 】

20

## 【 0 0 0 5 】

ここで、あるコンピュータが他のコンピュータをリモート操作する場合には、操作元のコンピュータと、操作対象のコンピュータとの間で、通信方式や暗号化の有無等を取り決めるためのネゴシエーションが行われる。ネゴシエーションにより通信の暗号化が取り決められると、以降の通信では、要求パケットや応答パケットのデータ部が暗号化される。

## 【 0 0 0 6 】

したがって、この場合、応答パケットの特定位置に格納されているステータス値からリモート操作の成否を特定することができない。

## 【 0 0 0 7 】

1つの側面では、本発明は、暗号化されたリモート操作の成否を判定することを目的とする。

30

## 【 課題を解決するための手段 】

## 【 0 0 0 8 】

1つの態様では、リモート操作を実現する1以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得する取得部と、リモート操作と、1以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、前記取得部が取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定する第1の判定部と、前記第1の判定部により前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する第2の判定部と、を有することを特徴とする。

40

## 【 発明の効果 】

## 【 0 0 0 9 】

暗号化されたリモート操作の成否を判定することができる。

## 【 図面の簡単な説明 】

## 【 0 0 1 0 】

【 図 1 】 本実施形態に係るネットワーク監視装置が含まれるシステムの全体構成の一例を示す図である。

【 図 2 】 本実施形態に係るネットワーク監視装置のハードウェア構成の一例を示す図である。

【 図 3 】 リモート操作の結果を判定する処理の概略を説明する図である。

50

【図4】本実施形態に係るネットワーク監視装置の機能構成の一例を示す図である。

【図5】リモート操作辞書DBの一例を示す図である。

【図6】本実施形態に係るネットワーク監視装置が実行する全体処理の一例を示すフローチャートである。

【図7】ネゴシエーションの判定処理の一例を示すフローチャートである。

【図8】リモート操作判定用情報の一例を示す図である。

【図9】リモート操作の判定処理の一例を示すフローチャートである。

【図10】コマンドコードが追加されたリモート操作判定用情報の一例を示す図である。

【図11】リモート操作結果情報の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下、本発明の実施形態について添付の図面を参照しながら説明する。

【0012】

(全体構成)

まず、本実施形態に係るネットワーク監視装置30が含まれるシステムの全体構成について、図1を参照しながら説明する。図1は、本実施形態に係るネットワーク監視装置30が含まれるシステムの全体構成の一例を示す図である。

【0013】

図1に示すように、例えば会社や団体等の組織のイントラネット等であるシステム環境Eには、複数の情報処理装置10と、収集装置20と、ネットワーク監視装置30と、ファイアウォール40とが含まれる。また、複数の情報処理装置10と、収集装置20と、ネットワーク監視装置30と、ファイアウォール40とは、例えばLAN(Local Area Network)等のネットワークNを介して通信可能に接続されている。

【0014】

システム環境EにおけるネットワークNは、ファイアウォール40を介してインターネットと接続している。

【0015】

複数の情報処理装置10は、例えばサーバ装置やクライアント端末である。サーバ装置は、任意の機能を提供するサーバであり、例えば、ドメイン管理サーバ、Webサーバ、ファイルサーバ、Windows(登録商標)サーバ、Sambaサーバ等が挙げられる。クライアント端末は、任意の端末であり、例えばデスクトップPC、ノート型PC、タブレット端末等が挙げられる。

【0016】

ここで、クライアント端末は、サーバ装置が提供する機能を利用することもあれば、クライアント端末同士で処理の連携やデータ共有、各種機能の提供等を行うこともあるものとする。また、サーバ装置が他のサーバ装置と処理の連携等を行うこともあるものとする。すなわち、情報処理装置10同士は、所定の条件の下で、任意にリモート操作を行うことがあるものとする。このようなリモート操作を行うために、複数の情報処理装置10の間では、例えばSMB(Server Message Block)やRPC(Remote Procedure Call)が用いられる。SMBやRPCは、リモート操作を行うためのアプリケーション層のプロトコルの一例である。

【0017】

収集装置20は、パケットの複製(ミラーリング)機能を有するネットワーク・スイッチやタップ等である。収集装置20は、複数の情報処理装置10間のリモート操作に関するパケットを収集する。そして、収集装置20は、収集したパケットをネットワーク監視装置30に転送する。

【0018】

ネットワーク監視装置30は、例えばRAT(Remote Administration Tool又はRemote Access Tool)等の標的型攻撃を行うマルウェアに感染した情報処理装置10が他の情報処理装置10に行ったりリモート操作の成否を判定するコンピュータである。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 9 】

R A T等の標的型攻撃を行うマルウェアは、例えば、標的型メールや不正サイト等を介して、システム環境E内の情報処理装置10に送り込まれる。このようなマルウェアに情報処理装置10が感染した場合、当該情報処理装置10は、例えば、システム環境Eの外にあるC & C (Command and Control)サーバ50の指示を受けて、他の情報処理装置10に対して不正なリモート操作を行う。以降では、R A T等の標的型攻撃を行うマルウェアに感染した情報処理装置10を「感染装置10」、感染装置10から不正なリモート操作が行われる情報処理装置10を「標的装置10」と表す。なお、マルウェアに感染した情報処理装置10の検知は従来技術を用いて行うことができる。

## 【 0 0 2 0 】

感染装置10による不正なリモート操作としては、例えば、標的装置10に対して様々なスキャンを行って、顧客情報等の機密情報を収集した上で、攻撃者のPC等に転送する操作が挙げられる。また、例えば、マルウェアの感染を拡大させるために、マルウェアの複製を標的装置10に送り込む操作が挙げられる。これら以外にも、例えば、標的装置10に格納されている情報を改ざんや削除する操作等も挙げられる。

## 【 0 0 2 1 】

ここで、リモート操作は、一般に、1以上のコマンドが実行されることにより実現される。例えば、マルウェアを標的装置10に送り込むための操作では、標的装置10の感染対象のファイルをオープンするためのコマンドと、マルウェアを所定のバイト単位でファイルに書き込むための1以上のコマンドと、ファイルをクローズするためのコマンドとが実行されることにより実現される。以降では、リモート操作を実現する1以上のコマンドそれぞれを「内部コマンド」と表す。

## 【 0 0 2 2 】

したがって、リモート操作は、1以上の内部コマンドの実行をそれぞれ要求するためのパケット(以降では、「内部コマンド要求パケット」と表す。)が感染装置10から標的装置10に送信されることで行われる。

## 【 0 0 2 3 】

ネットワーク監視装置30は、ネットワーク監視プログラム100と、リモート操作辞書DB200とを有する。ネットワーク監視プログラム100は、リモート操作が成功する場合における特徴的な内部コマンドの組み合わせに関する情報が格納されたリモート操作辞書DB200を参照して、暗号化されている内部コマンド要求パケットからリモート操作の成否を判定する。

## 【 0 0 2 4 】

特徴的な内部コマンドの組み合わせとは、リモート操作が成功する場合には少なくとも実行される内部コマンドの組み合わせのことである。例えば、リモート操作が「ファイルの書込み」操作である場合、当該操作は、ファイルをオープンするためのコマンドと、データを所定のバイト単位でファイルに書き込むための1以上のコマンドと、ファイルをクローズするためのコマンドとが実行される。このとき、「ファイルの書込み」操作が成功する場合、ファイルをオープンするためのコマンドと、データを所定のバイト単位でファイルに書き込むための1以上のコマンドとが少なくとも実行される。したがって、「ファイルの書込み」操作が成功する場合における特徴的な内部コマンドの組み合わせには、ファイルをオープンするためのコマンドと、データを所定のバイト単位でファイルに書き込むためのコマンドとの組み合わせが挙げられる。

## 【 0 0 2 5 】

感染装置10から標的装置10へのリモート操作の成否が判定されることで、例えばシステム環境Eのセキュリティ管理者等は、不正なリモート操作に対する対処内容やその優先順位を決める際の参考にすることができる。例えば、感染装置10から標的装置10へマルウェアを送り込むための操作が成功している場合、感染の拡大を防止するために、感染装置10をネットワークから隔離する等の対処を行うことができる。

## 【 0 0 2 6 】

10

20

30

40

50

なお、図 1 示すシステムの構成は一例であって、他の構成であっても良い。例えば、収集装置 20 とネットワーク監視装置 30 とが一体で構成されていても良い。

【0027】

(ハードウェア構成)

次に、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 のハードウェア構成について、図 2 を参照しながら説明する。図 2 は、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 のハードウェア構成の一例を示す図である。

【0028】

図 2 に示すように、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、入力装置 11 と、表示装置 12 と、外部 I/F 13 と、通信 I/F 14 とを有する。また、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、ROM (Read Only Memory) 15 と、RAM (Random Access Memory) 16 と、CPU (Central Processing Unit) 17 と、補助記憶装置 18 とを有する。これら各ハードウェアは、それぞれがバス 19 で相互に接続されている。

10

【0029】

入力装置 11 は、例えばキーボードやマウス、タッチパネル等であり、ネットワーク監視装置 30 に各種の操作信号を入力するのに用いられる。表示装置 12 は、例えばディスプレイ等であり、ネットワーク監視装置 30 による各種の処理結果を表示する。なお、ネットワーク監視装置 30 は、入力装置 11 及び表示装置 12 の少なくとも一方を有していても良い。

20

【0030】

外部 I/F 13 は、外部装置とのインターフェースである。外部装置には、記録媒体 13a 等がある。ネットワーク監視装置 30 は、外部 I/F 13 を介して、記録媒体 13a の読み取りや書き込みを行うことができる。

【0031】

記録媒体 13a には、例えば、SD メモリカード (SD memory card) や USB (Universal Serial Bus) メモリ、CD (Compact Disk)、DVD (Digital Versatile Disk) 等がある。

【0032】

通信 I/F 14 は、ネットワーク監視装置 30 がネットワークに接続するためのインターフェースである。ネットワーク監視装置 30 は、通信 I/F 14 を介して、収集装置 20 から転送されたパケットを受信することができる。

30

【0033】

ROM 15 は、電源を切ってもデータを保持することができる不揮発性の半導体メモリである。RAM 16 は、プログラムやデータを一時保持する揮発性の半導体メモリである。CPU 17 は、例えば補助記憶装置 18 や ROM 15 等からプログラムやデータを RAM 16 上に読み出して、各種処理を実行する演算装置である。

【0034】

補助記憶装置 18 は、例えば HDD (Hard Disk Drive) や SSD (Solid State Drive) 等であり、プログラムやデータを格納している不揮発性のメモリである。補助記憶装置 18 には、例えば、基本ソフトウェアである OS (Operating System) や各種アプリケーションプログラム、ネットワーク監視プログラム 100 等が格納される。

40

【0035】

本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、図 2 に示すハードウェア構成を有することにより、後述する各種処理が実現される。

【0036】

(処理の概略)

次に、感染装置 10 から標的装置 10 へのリモート操作の結果をネットワーク監視装置 30 が判定する処理の概要について、図 3 を参照しながら説明する。図 3 は、リモート操作の結果を判定する処理の概略を説明する図である。なお、図 3 における各種パケット (

50

例えば、ネゴシエーション要求パケット、ネゴシエーション応答パケット、内部コマンド要求パケット及び内部コマンド応答パケット等)は、収集装置20からネットワーク監視装置30へ転送される。

【0037】

S1) 感染装置10と標的装置10の間では、リモート操作に先立ってネゴシエーションが行われる。すなわち、感染装置10は、操作対象である標的装置10に対してネゴシエーション要求パケットを送信する。一方で、標的装置10は、ネゴシエーション要求パケットを受信すると、操作元の感染装置10に対してネゴシエーション応答パケットを送信する。ネゴシエーション応答パケットには、感染装置10と標的装置10の間で用いられる通信方式や通信が暗号化される場合における暗号化方式等が含まれる。

10

【0038】

そこで、ネットワーク監視装置30は、ネゴシエーション応答パケットから暗号化の有無を判定する。例えば、ネゴシエーション応答パケットに暗号化方式が含まれる場合には、通信が暗号化されると判定される。一方で、ネゴシエーション応答パケットに暗号化方式が含まれない場合は、通信が暗号化されないと判定される。なお、暗号化の有無は、例えば、OSやリモート操作の種類等に応じて決定される。

【0039】

通信が暗号化されると判定された場合は、ネゴシエーション以降に送受信される内部コマンド要求パケット及び内部コマンド応答パケットのデータ部が所定の暗号化方式で暗号化される。以降では、通信が暗号化されると判定されたものとする。

20

【0040】

S2) 感染装置10と標的装置10の間では、リモート操作に応じた1以上の内部コマンド要求パケットと、当該内部コマンド要求に対する内部コマンド応答パケットとが送受信される。ここで、感染装置10から標的装置10に送信される内部コマンド要求パケットのヘッダ部は、暗号化されない。

【0041】

そこで、ネットワーク監視装置30は、所定の時間幅における内部コマンド要求パケットのヘッダ部に含まれるコマンドコードを順に取得して、コマンドコードリストを作成する。コマンドコードとは、コマンドを識別する識別情報であり、例えば、コマンド名やコマンドID等が挙げられる。

30

【0042】

例えば、「コマンドコード1」が含まれる内部コマンド要求パケットと、「コマンドコード2」が含まれる3つの内部コマンド要求パケットと、「コマンドコード3」が含まれる内部コマンド要求パケットとが感染装置10から標的装置10に送信されたものとする。この場合、コマンドコードリスト「コマンドコード1, コマンドコード2, コマンドコード2, コマンドコード3」が作成される。

【0043】

なお、所定の時間幅は、例えば、1つのリモート操作に要すると想定される時間幅であり、セキュリティ管理者等により予め設定される。

【0044】

S3) ネットワーク監視装置30は、リモート操作辞書DB200に格納されている内部コマンドの組み合わせのうち、上記のS2で作成されたコマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせが存在するか否かを判定する。そして、ネットワーク監視装置30は、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせが存在すると判定した場合、当該組み合わせに対応するリモート操作名のリモート操作が成功したものと判定する。

40

【0045】

例えば、リモート操作名「リモート操作1」と、内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード1, コマンドコード2」とが対応付けられてリモート操作辞書DB200に格納されているものとする。この場合、「コマンドコード1」及び「コマンドコード2」は、こ

50

の順で、コマンドコードリスト「コマンドコード 1 , コマンドコード 2 , コマンドコード 2 , コマンドコード 2 , コマンドコード 3 」に含まれる。したがって、ネットワーク監視装置 3 0 は、当該内部コマンドの組み合わせに対応付けられているリモート操作名「リモート操作 1 」のリモート操作が成功したものと判定する。

#### 【 0 0 4 6 】

以上のように、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 は、リモート操作を行うための内部コマンド要求パケットのヘッダ部からコマンドコードを取得することで、コマンドコードリストを作成する。そして、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 は、リモート操作に含まれる特徴的なコマンドのコマンドコードの組み合わせがコマンドコードリストの中に含まれる場合に、当該リモート操作を成功したものと判定する。これにより、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 は、感染装置 1 0 と標的装置 1 0 との間のリモート操作に関する通信が暗号化されている場合であっても、リモート操作の成否を特定することができるようになる。

10

#### 【 0 0 4 7 】

なお、上記の S 1 で通信が暗号化されないと判定された場合、内部コマンド要求パケット及び内部コマンド応答パケットのデータ部は暗号化されない。したがって、この場合、従来技術を用いて、例えば、最初の内部コマンド応答パケット又は最後の内部コマンド応答パケットの特定位置に格納されているステータス値からリモート操作の成否を判定すれば良い。

#### 【 0 0 4 8 】

( 機能構成 )

次に、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 の機能構成について、図 4 を参照しながら説明する。図 4 は、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 の機能構成の一例を示す図である。

20

#### 【 0 0 4 9 】

図 4 に示すように、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 は、受信部 1 0 1 と、パケット判定部 1 0 2 と、ネゴシエーション判定処理部 1 0 3 と、リモート操作判定処理部 1 0 4 とを有する。これら各機能部は、ネットワーク監視プログラム 1 0 0 が CPU 1 7 に実行させる処理により実現される。

#### 【 0 0 5 0 】

また、本実施形態に係るネットワーク監視装置 3 0 は、リモート操作辞書 DB 2 0 0 を有する。当該 DB は、例えば補助記憶装置 1 8 を用いて実現可能である。なお、当該 DB は、ネットワーク監視装置 3 0 とネットワークを介して接続される記憶装置等を用いて実現されていても良い。

30

#### 【 0 0 5 1 】

受信部 1 0 1 は、収集装置 2 0 から転送された各種パケット ( 例えば、ネゴシエーション要求パケット、ネゴシエーション応答パケット、内部コマンド要求パケット及び内部コマンド応答パケット等 ) を受信する。

#### 【 0 0 5 2 】

パケット判定部 1 0 2 は、受信部 1 0 1 が受信したパケットがネゴシエーション応答パケットであるか否かを判定する。また、パケット判定部 1 0 2 は、受信部 1 0 1 が受信したパケットが内部コマンド要求パケットであるか否かを判定する。

40

#### 【 0 0 5 3 】

ネゴシエーション判定処理部 1 0 3 は、パケット判定部 1 0 2 がネゴシエーション応答パケットを受信したと判定した場合、リモート操作に関する通信の暗号化有無の判定や空のコマンドコードリストの作成等の処理を行う。ここで、ネゴシエーション判定処理部 1 0 3 は、取得部 1 1 1 と、暗号化判定部 1 1 2 と、判定用情報作成部 1 1 3 とを有する。

#### 【 0 0 5 4 】

取得部 1 1 1 は、受信部 1 0 1 が受信したネゴシエーション応答パケットから所定の情報 ( 例えば、時刻、送信元 IP ( Internet Protocol ) アドレス、送信元ポート番号、宛

50

先IPアドレス、宛先ポート番号、暗号化方式等)を取得する。

【0055】

第3の判定部の一例として、暗号化判定部112は、ネゴシエーション以降の通信(すなわち、内部コマンド要求パケット及び内部コマンド応答パケット)の暗号化有無を判定する。

【0056】

判定用情報作成部113は、暗号化判定部112によりネゴシエーション以降の通信が暗号化されると判定された場合、空のコマンドコードリストが含まれるリモート操作判定用情報1000を作成する。リモート操作判定用情報1000の詳細については後述する。

10

【0057】

リモート操作判定処理部104は、パケット判定部102が内部コマンド要求パケットを受信したと判定した場合、リモート操作の成否を判定するための処理を行う。ここで、リモート操作判定処理部104は、取得部121と、リスト追加部122と、時間判定部123と、結果判定部124と、結果作成部125とを有する。

【0058】

取得部121は、受信部101が受信した内部コマンド要求パケットのヘッダ部から所定の情報(例えば、時刻、送信元IPアドレス、送信元ポート番号、宛先IPアドレス、宛先ポート番号、コマンドコード等)を取得する。

【0059】

リスト追加部122は、取得部121が取得したコマンドコードを、リモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストに追加する。

20

【0060】

時間判定部123は、受信部101が受信した内部コマンド要求パケットが、ネゴシエーションから所定の時間幅以内であるか否かを判定する。

【0061】

第1の判定部の一例として、結果判定部124は、時間判定部123が所定の時間幅以内であると判定した場合、リモート操作辞書DB200を参照して、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせが存在するか否かを判定する。

【0062】

第2の判定部の一例として、結果作成部125は、結果判定部124がコマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせが存在すると判定した場合、当該内部コマンドの組み合わせに対応するリモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報2000を作成する。一方で、結果作成部125は、時間判定部123が所定の時間幅以内でないとして判定した場合、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報2000を作成する。

30

【0063】

なお、結果作成部125により作成されたリモート操作結果情報2000は、例えば、補助記憶装置18等における所定の記憶領域に記憶される。

【0064】

リモート操作辞書DB200は、リモート操作毎に、当該リモート操作が成功する場合における特徴的な内部コマンドの組み合わせに関する情報が格納されている。ここで、リモート操作辞書DB200について、図5を参照しながら説明する。図5は、リモート操作辞書DB200の一例を示す図である。

40

【0065】

図5に示すように、リモート操作辞書DB200では、リモート操作名と、内部コマンドの組み合わせとが対応付けられている。

【0066】

例えば、リモート操作名「リモート操作1」には、内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード1, コマンドコード2」が対応付けられている。これは、リモート操作名「リモ

50

ート操作 1」のリモート操作が成功する場合には、少なくとも「コマンドコード 1」の内部コマンドと、「コマンドコード 2」の内部コマンドとが、この順に実行されることを示している。

【0067】

同様に、例えば、リモート操作名「リモート操作 2」には、内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード 6 , コマンドコード 8 , コマンドコード 10」が対応付けられている。これは、リモート操作名「リモート操作 2」のリモート操作が成功する場合には、少なくとも「コマンドコード 6」の内部コマンドと、「コマンドコード 8」の内部コマンドと、「コマンドコード 10」の内部コマンドとが、この順に実行されることを示している。

【0068】

なお、図 5 に示す例では、リモート操作名と、内部コマンドの組み合わせとが対応付けられているが、例えば、リモート操作 ID 等のリモート操作を識別する識別情報と、内部コマンドの組み合わせとが対応付けられていても良い。

【0069】

(全体処理)

次に、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 が実行する全体処理について、図 6 を参照しながら説明する。図 6 は、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 が実行する全体処理の一例を示すフローチャートである。以降で説明する全体処理は、収集装置 20 からパケットが転送される度に実行される。

【0070】

まず、受信部 101 は、収集装置 20 から転送されたパケットを受信する (ステップ S101)。

【0071】

次に、パケット判定部 102 は、受信部 101 が受信したパケットがネゴシエーション応答パケットであるか否かを判定する (ステップ S102)。

【0072】

ステップ S102 において、受信部 101 により受信されたパケットがネゴシエーション応答パケットであると判定された場合、ネゴシエーション判定処理部 103 は、ネゴシエーション判定処理を行う (ステップ S103)。ネゴシエーション判定処理では、リモート操作に関する通信の暗号化有無の判定やリモート操作判定用情報 1000 の作成等が行われる。ネゴシエーション判定処理の詳細については後述する。

【0073】

ステップ S102 において、受信部 101 により受信されたパケットがネゴシエーション応答パケットでないと判定された場合、パケット判定部 102 は、当該パケットが内部コマンド要求パケットであるか否かを判定する (ステップ S104)。

【0074】

ステップ S104 において、受信部 101 により受信されたパケットが内部コマンド要求パケットであると判定された場合、リモート操作判定処理部 104 は、リモート操作の判定処理を行う (ステップ S105)。リモート操作の判定処理では、リモート操作の成否が判定される。リモート操作の判定処理の詳細については後述する。

【0075】

なお、ステップ S104 において、受信部 101 により受信されたパケットが内部コマンド要求パケットでないと判定された場合、ネットワーク監視装置 30 は、処理を終了する。

【0076】

(ネゴシエーションの判定処理)

次に、図 6 のステップ S103 におけるネゴシエーションの判定処理の詳細について、図 7 を参照しながら説明する。図 7 は、ネゴシエーションの判定処理の一例を示すフローチャートである。

【0077】

10

20

30

40

50

まず、ネゴシエーション判定処理部 103 の取得部 111 は、受信部 101 が受信したネゴシエーション応答パケットから所定の情報を取得する（ステップ S201）。取得部 111 により取得される所定の情報としては、例えば、時刻、送信元 IP アドレス、送信元ポート番号、宛先 IP アドレス、宛先ポート番号、及び暗号化方式等が挙げられる。

【0078】

次に、ネゴシエーション判定処理部 103 の暗号化判定部 112 は、ネゴシエーション以降の通信の暗号化有無を判定する（ステップ S202）。暗号化判定部 112 は、例えば、取得部 111 により何等かの暗号化方式がネゴシエーション応答パケットから取得された場合に、ネゴシエーション以降の通信が暗号化されると判定すれば良い。一方で、暗号化判定部 112 は、例えば、取得部 111 により暗号化方式がネゴシエーション応答パケットから取得されなかった場合（又は暗号化方式として NULL 値等が取得された場合）に、ネゴシエーション以降の通信は暗号化されないと判定すれば良い。

10

【0079】

ステップ S202 において、ネゴシエーション以降の通信が暗号化されると判定された場合、ネゴシエーション判定処理部 103 の判定用情報作成部 113 は、空のコマンドコードリストが含まれるリモート操作判定用情報 1000 を作成する（ステップ S203）。

【0080】

ここで、判定用情報作成部 113 により作成されるリモート操作判定用情報 1000 について、図 8 を参照しながら説明する。図 8 は、リモート操作判定用情報 1000 の一例を示す図である。

20

【0081】

図 8 に示すように、リモート操作判定用情報 1000 には、時刻と、送信元 IP アドレスと、宛先 IP アドレスと、宛先ポート番号と、暗号化方式と、コマンドコードリストとが含まれる。

【0082】

判定用情報作成部 113 により作成されたリモート操作判定用情報 1000 の時刻、送信元 IP アドレス、宛先 IP アドレス、宛先ポート番号及び暗号化方式には、上記のステップ S201 で取得部 111 により取得された情報が設定される。また、判定用情報作成部 113 により作成されたリモート操作判定用情報 1000 のコマンドコードリストには、例えば NULL 値が設定される。すなわち、判定用情報作成部 113 により作成されたリモート操作判定用情報 1000 には、空のコマンドコードリストが含まれる。

30

【0083】

このように、判定用情報作成部 113 は、空のコマンドコードリストが含まれるリモート操作判定用情報 1000 を作成する。判定用情報作成部 113 により作成されたリモート操作判定用情報 1000 は、例えば、RAM 16 や補助記憶装置 18 等における所定の記憶領域に記憶される。

【0084】

なお、ステップ S202 において、ネゴシエーション以降の通信が暗号化されないと判定された場合、ネゴシエーション判定処理部 103 は、処理を終了する。この場合、内部コマンド応答パケットのデータ部は暗号化されないため、従来技術を用いて、例えば、最初の内部コマンド応答パケット又は最後の内部コマンド応答パケットの特定位置に格納されているステータス値からリモート操作の成否を判定すれば良い。

40

【0085】

（リモート操作の判定処理）

次に、図 6 のステップ S105 におけるリモート操作の判定処理の詳細について、図 9 を参照しながら説明する。図 9 は、リモート操作の判定処理の一例を示すフローチャートである。

【0086】

まず、リモート操作判定処理部 104 の取得部 121 は、受信部 101 が受信した内部

50

コマンド要求パケットのヘッダ部から所定の情報を取得する（ステップS301）。取得部121により取得される所定の情報としては、例えば、時刻、送信元IPアドレス、送信元ポート番号、宛先IPアドレス、宛先ポート番号、及びコマンドコード等が挙げられる。

#### 【0087】

次に、リモート操作判定処理部104のリスト追加部122は、該当のリモート操作判定用情報1000があるか否かを判定する（ステップS302）。すなわち、リスト追加部122は、取得部121により取得された送信元IPアドレスと、送信元ポート番号と、宛先IPアドレスと、宛先ポート番号とが含まれるリモート操作判定用情報1000が存在するか否かを判定する。

10

#### 【0088】

ステップS302において、該当のリモート操作判定用情報1000があると判定された場合、リスト追加部122は、当該リモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストに対して、取得部121が取得したコマンドコードを追加する（ステップS303）。

#### 【0089】

ここで、コマンドコードリストにコマンドコードが追加されたリモート操作判定用情報1000を図10に示す。図10に示す例では、リモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストに「コマンドコード1」、「コマンドコード2」、及び「コマンドコード2」等が追加されている。このように、リスト追加部122は、該当のリモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストに、取得部121により取得されたコマンドコードを順に追加する。

20

#### 【0090】

次に、リモート操作判定処理部104の時間判定部123は、受信部101が受信した内部コマンド要求パケットが、ネゴシエーションから所定の時間幅以内であるか否かを判定する（ステップS304）。すなわち、時間判定部123は、取得部121により取得された時刻が、該当のリモート操作判定用情報1000に含まれる時刻から所定の時間幅以内であるか否かを判定する。

#### 【0091】

ステップS304において、所定の時間幅以内であると判定された場合、リモート操作判定処理部104の結果判定部124は、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせがリモート操作辞書DB200に存在するか否かを判定する（ステップS305）。すなわち、結果判定部124は、リモート操作辞書DB200に格納されている内部コマンドの組み合わせの中に、順序を保ったまま、該当のリモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストに含まれるものが存在するか否かを判定する。

30

#### 【0092】

例えば、当該リモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストが「コマンドコード1」、「コマンドコード2」、「コマンドコード2」であったとする。この場合、図5に示すリモート操作辞書DB200に格納されている内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード1, コマンドコード2」がこの順にコマンドコードリストに含まれる。したがって、この場合、結果判定部124は、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせがリモート操作辞書DB200に存在すると判定する。

40

#### 【0093】

また、例えば、当該リモート操作判定用情報1000のコマンドコードリストが「コマンドコード6」、「コマンドコード7」、「コマンドコード8」、「コマンドコード9」、「コマンドコード10」であったとする。この場合、図5に示すリモート操作辞書DB200に格納されている内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード6, コマンドコード8, コマンドコード10」がこの順にコマンドコードリストに含まれる。したがって、この場合、結果判定部124は、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせがリモート操作辞書DB200に存在すると判定する。

50

## 【 0 0 9 4 】

ステップ S 3 0 5 において、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせが存在すると判定された場合、リモート操作判定処理部 1 0 4 の結果作成部 1 2 5 は、当該内部コマンドの組み合わせに対応するリモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を作成する（ステップ S 3 0 6 ）。

## 【 0 0 9 5 】

例えば、内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード 1 , コマンドコード 2 」がコマンドコードに含まれると判定されたものとする。この場合、結果作成部 1 2 5 は、当該内部コマンドの組み合わせに対応するリモート操作名「リモート操作 1 」のリモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を作成する。

10

## 【 0 0 9 6 】

また、例えば、内部コマンドの組み合わせ「コマンドコード 6 , コマンドコード 8 , コマンドコード 1 0 」がコマンドコードに含まれると判定されたものとする。この場合、結果作成部 1 2 5 は、当該内部コマンドの組み合わせに対応するリモート操作名「リモート操作 2 」のリモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を作成する。

## 【 0 0 9 7 】

ここで、リモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を図 1 1 ( a ) に示す。図 1 1 ( a ) に示すように、リモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 には、時刻と、送信元 IP アドレスと、宛先 IP アドレスと、宛先ポート番号と、リモート操作名と、リモート操作結果とが含まれる。

20

## 【 0 0 9 8 】

リモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 の時刻、送信元 IP アドレス、宛先 IP アドレス、及び宛先ポート番号には、リモート操作判定用情報 1 0 0 0 と同様の情報が設定される。また、リモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 のリモート操作名には、コマンドコードリストに含まれると判定された内部コマンドの組み合わせに対応するリモート操作名が設定される。当該リモート操作名は、リモート操作辞書 DB 2 0 0 から取得される。更に、リモート操作が成功したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 のリモート操作結果には、「成功」が設定される。

30

## 【 0 0 9 9 】

このように、結果作成部 1 2 5 は、リモート操作名と、当該リモート操作が成功したことを示す結果とが含まれるリモート操作結果情報 2 0 0 0 を作成する。結果作成部 1 2 5 により作成されたリモート操作結果情報 2 0 0 0 は、例えば、補助記憶装置 1 8 等における所定の記憶領域に記憶される。

## 【 0 1 0 0 】

一方で、ステップ S 3 0 4 において、所定の時間幅以内でないと判定された場合、リモート操作判定処理部 1 0 4 の結果作成部 1 2 5 は、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を作成する（ステップ S 3 0 7 ）。

## 【 0 1 0 1 】

ここで、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 を図 1 1 ( b ) に示す。図 1 1 ( b ) に示すように、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 には、時刻と、送信元 IP アドレスと、宛先 IP アドレスと、宛先ポート番号と、リモート操作名と、リモート操作結果と、コマンドコードリストとが含まれる。なお、リモート操作名を特定できない場合、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 には、リモート操作名は含まれない。一方で、リモート操作名を特定できた場合には、リモート操作名が含まれる。

40

## 【 0 1 0 2 】

リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2 0 0 0 の時刻、送信元 IP アドレス、宛先 IP アドレス、及び宛先ポート番号には、リモート操作判定用情報 1 0 0 0 と同様の情報が設定される。また、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結

50

果情報 2000 のリモート操作結果には、「失敗」が設定される。

【0103】

更に、リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2000 のコマンドコードリストには、リモート操作判定用情報 1000 と同様の情報が設定される。リモート操作が失敗したことを示すリモート操作結果情報 2000 にコマンドコードリストが含まれることで、例えばシステム環境 E のセキュリティ管理者等は、失敗したリモート操作について、どこまでのコマンドが実行されたのかを知ることができる。

【0104】

このように、結果作成部 125 は、リモート操作が失敗したことを示す結果と、当該リモート操作で実行されるコマンドのリストとが含まれるリモート操作結果情報 2000 を作成する。結果作成部 125 により作成されたリモート操作結果情報 2000 は、例えば、補助記憶装置 18 等における所定の記憶領域に記憶される。

10

【0105】

なお、ステップ S302 において、該当のリモート操作判定用情報 1000 がないと判定された場合、リモート操作判定処理部 104 は、処理を終了する。同様に、ステップ S305 において、コマンドコードリストに含まれる内部コマンドの組み合わせがリモート操作辞書 DB200 に存在しないと判定された場合、リモート操作判定処理部 104 は、処理を終了する。

【0106】

(まとめ)

以上のように、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、感染装置 10 と標的装置 10 との間のネゴシエーションから通信の暗号化の有無を判定する。また、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、通信が暗号化されている場合、リモート操作で実行されるコマンドの要求パケットのヘッダ部から順にコマンドコードを取得する。そして、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、取得したコマンドコードの組み合わせがリモート操作辞書 DB200 に格納されている場合に、当該組み合わせに対応するリモート操作が成功したものと判定する。

20

【0107】

これにより、本実施形態に係るネットワーク監視装置 30 は、通信が暗号化されている場合であっても、感染装置 10 が標的装置 10 に行ったりリモート操作の成否を特定することができる。

30

【0108】

リモート操作の成否を知ること、例えばシステム環境 E のセキュリティ管理者等は、感染装置 10 から標的装置 10 への不正なリモート操作に対する対処内容やその優先順位を決める際の参考にすることができる。

【0109】

なお、図 11(a) 及び図 11(b) に示すリモート操作結果情報 2000 には、例えば、標的装置 10 へのリモート操作に用いられたアカウント名や感染装置 10 が当該リモート操作に用いたサービス名、操作対象のファイル名等の情報が含まれていても良い。これにより、例えばシステム環境 E のセキュリティ管理者等は、これらのアカウント名やサービス名、ファイル名等の情報を参考して、不正なリモート操作に対する対処内容やその優先順位を決めることができるようになる。

40

【0110】

以上、本発明の実施形態について詳述したが、本発明は斯かる特定の実施形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲内において、種々の変形・変更が可能である。

【0111】

以上の説明に関し、更に以下の項を開示する。

(付記 1)

リモート操作を実現する 1 以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パ

50

ケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得する取得部と、

リモート操作と、1以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、前記取得部が取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定する第1の判定部と、

前記第1の判定部により前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する第2の判定部と、

を有することを特徴とするネットワーク監視装置。

(付記2)

前記取得部は、

前記リモート操作の操作元の装置と、操作対象の装置との間でネゴシエーションが行われてから所定の時間以内に送受信された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得し、

前記第2の判定部は、

前記所定の時間以内に、前記第1の判定部により前記組み合わせが存在すると判定されなかった場合、リモート操作が失敗したと判定する、ことを特徴とする付記1に記載のネットワーク監視装置。

(付記3)

前記ネゴシエーションの応答を示す応答パケットから、前記実行要求パケットが暗号化されるか否かを判定する第3の判定部を有し、

前記取得部は、

前記第3の判定部により前記実行要求パケットが暗号化されると判定された場合、暗号化された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得する、ことを特徴とする付記2に記載のネットワーク監視装置。

(付記4)

リモート操作を実現する1以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得し、

リモート操作と、1以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定し、

前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する、

処理をコンピュータが実行することを特徴とするネットワーク監視方法。

(付記5)

前記リモート操作の操作元の装置と、操作対象の装置との間でネゴシエーションが行われてから所定の時間以内に送受信された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得し、

前記所定の時間以内に、前記組み合わせが存在すると判定されなかった場合、リモート操作が失敗したと判定する、ことを特徴とする付記4に記載のネットワーク監視方法。

(付記6)

前記ネゴシエーションの応答を示す応答パケットから、前記実行要求パケットが暗号化されるか否かを判定し、

前記実行要求パケットが暗号化されると判定された場合、暗号化された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得する、ことを特徴とする付記5に記載のネットワーク監視方法。

(付記7)

リモート操作を実現する1以上のコマンドを実行させるための暗号化された実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドを示すコマンドコードを取得し、

リモート操作と、1以上のコマンドコードの組み合わせとが対応付けられた記憶部を参照して、取得したコマンドコードのリストに含まれる前記組み合わせが存在するか否かを判定し、

10

20

30

40

50

前記組み合わせが存在すると判定された場合、該組み合わせに対応付けられているリモート操作が成功したと判定する、

処理をコンピュータに実行させることを特徴とするネットワーク監視プログラム。

(付記 8)

前記リモート操作の操作元の装置と、操作対象の装置との間でネゴシエーションが行われてから所定の時間以内に送受信された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得し、

前記所定の時間以内に、前記組み合わせが存在すると判定されなかった場合、リモート操作が失敗したと判定する、ことを特徴とする付記 7 に記載のネットワーク監視プログラム。

10

(付記 9)

前記ネゴシエーションの応答を示す応答パケットから、前記実行要求パケットが暗号化されるか否かを判定し、

前記実行要求パケットが暗号化されると判定された場合、暗号化された前記実行要求パケットのヘッダから、前記コマンドコードを取得する、ことを特徴とする付記 8 に記載のネットワーク監視プログラム。

【符号の説明】

【 0 1 1 2 】

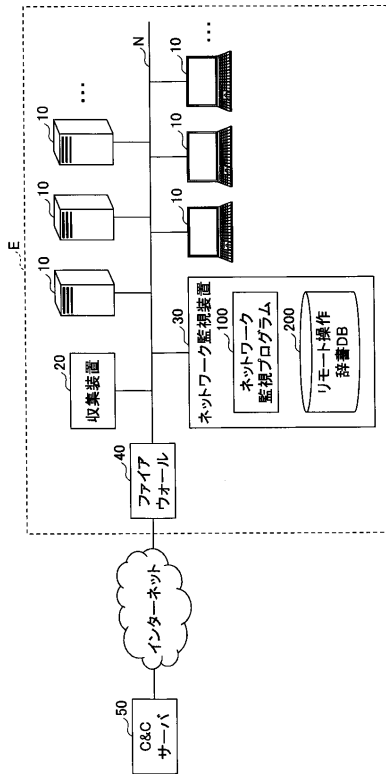
1 0	情報処理装置	
2 0	収集装置	
3 0	ネットワーク監視装置	
4 0	ファイアウォール	
5 0	C & C サーバ	
1 0 0	ネットワーク監視プログラム	
1 0 1	受信部	
1 0 2	パケット判定部	
1 0 3	ネゴシエーション判定処理部	
1 0 4	リモート操作判定処理部	
1 1 1	取得部	
1 1 2	暗号化判定部	
1 1 3	判定用情報作成部	
1 2 1	取得部	
1 2 2	リスト追加部	
1 2 3	時間判定部	
1 2 4	結果判定部	
1 2 5	結果作成部	
2 0 0	リモート操作辞書 D B	
1 0 0 0	リモート操作判定用情報	
2 0 0 0	リモート操作結果情報	

20

30

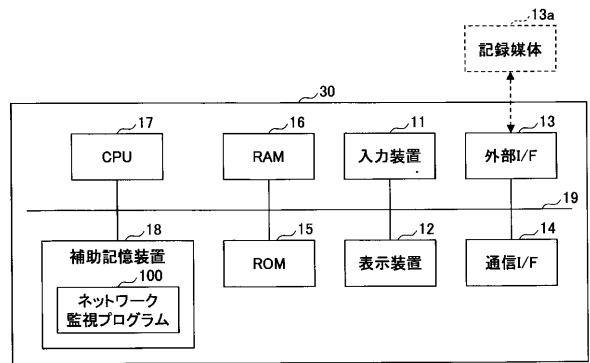
【 図 1 】

本実施形態に係るネットワーク監視装置が含まれるシステムの全体構成の一例を示す図



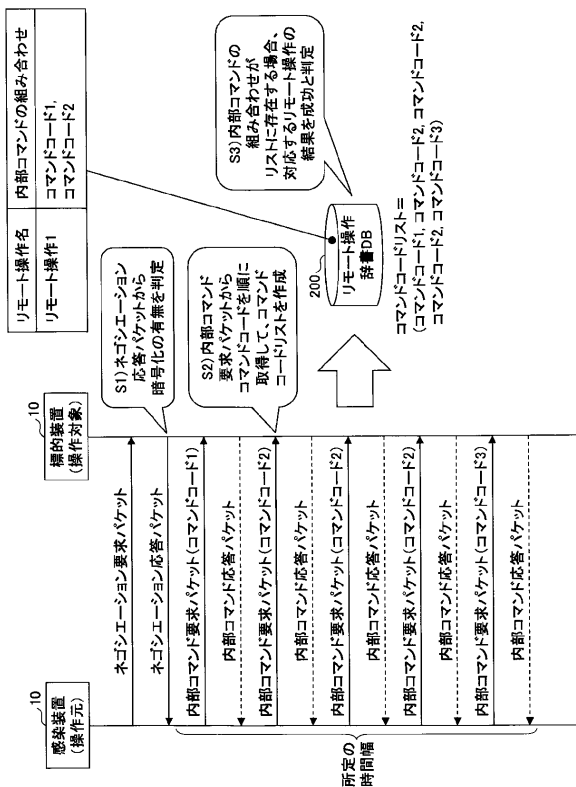
【 図 2 】

本実施形態に係るネットワーク監視装置のハードウェア構成の一例を示す図



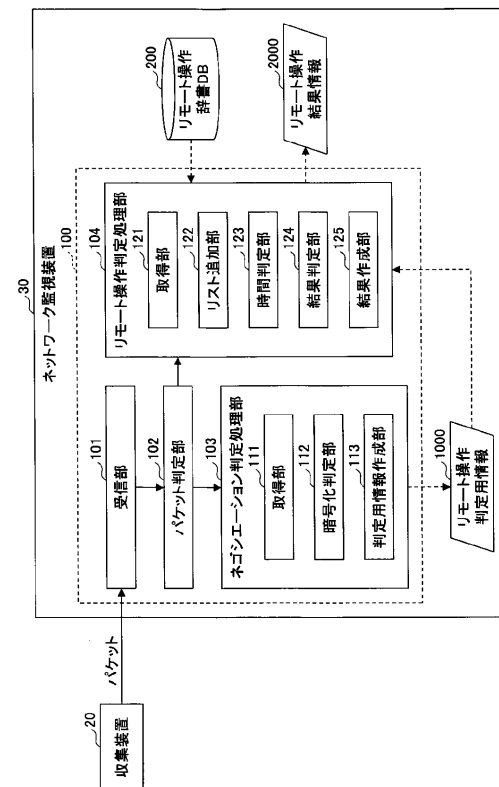
【 図 3 】

リモート操作の結果を判定する処理の概略を説明する図



【 図 4 】

本実施形態に係るネットワーク監視装置の機能構成の一例を示す図



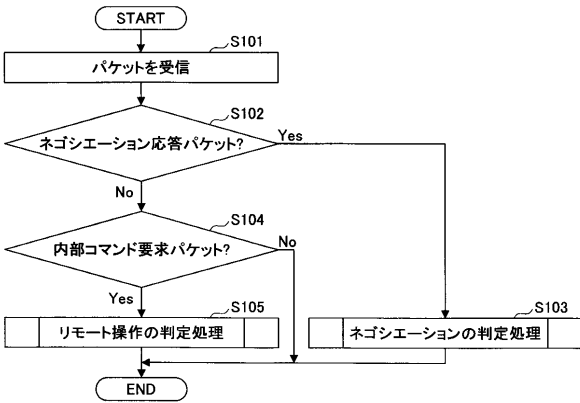
【 図 5 】

リモート操作辞書DBの一例を示す図

リモート操作名	内部コマンドの組み合わせ
リモート操作1	コマンドコード1, コマンドコード2
リモート操作2	コマンドコード6, コマンドコード8, コマンドコード10
リモート操作3	コマンドコード11, コマンドコード12
...	...

【 図 6 】

本実施形態に係るネットワーク監視装置が実行する全体処理の一例を示すフローチャート



【 図 8 】

リモート操作判定用情報の一例を示す図

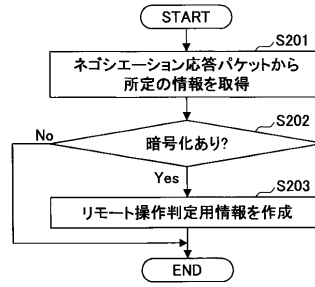
時刻	T1
送信元IPアドレス	x.x.x.1
送信元ポート番号	P1
宛先IPアドレス	x.x.x.2
宛先ポート番号	P2
暗号化方式	...
コマンドコードリスト	NULL

1000

コマンドコードリストにはコマンドコードが設定されていない

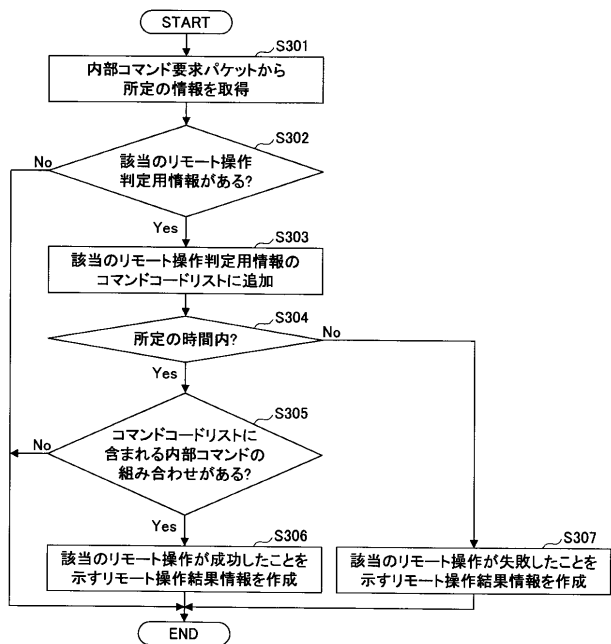
【 図 7 】

ネゴシエーションの判定処理の一例を示すフローチャート



【 図 9 】

リモート操作の判定処理の一例を示すフローチャート



【図 10】

コマンドコードが追加されたリモート操作判定用情報の一例を示す図

時刻	送信元 IPアドレス	送信元 ポート番号	宛先 IPアドレス	宛先 ポート番号	暗号化 方式	コマンドコードリスト		
						コマンド コード1	コマンド コード2	コマンド コード3
T1	x.x.x.1	P1	x.x.x.2	P2	...	...	...	...

1000

コマンドコードリストに  
コマンドコードが  
追加されている

【図 11】

リモート操作結果情報の一例を示す図

時刻	送信元 IPアドレス	送信元 ポート番号	宛先 IPアドレス	宛先 ポート番号	リモート 操作名	リモート 操作結果	
						リモート操 作1	...
T1	x.x.x.1	P1	x.x.x.2	P2	リモート操 作1	成功	...

2000

(a)

時刻	送信元 IPアドレス	送信元 ポート番号	宛先 IPアドレス	宛先 ポート番号	リモート 操作名	リモート 操作結果	
						リモート操 作1	...
T1	x.x.x.1	P1	x.x.x.2	P2	...	失敗	...

2000

(b)

---

フロントページの続き

(72)発明者 古川 和快

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

Fターム(参考) 5K030 GA15 HA08 HC13 HD06 JA10 KX30 LC13 LD19 MC09

5K033 AA08 CC02 DA01 DA06 DB18 DB20 EA07